

7月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和8年7月23日(木)
- 2 場所 藤井寺市立にぎわい・まなび交流館(アイセルシュラホール)
3階 多目的室
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第23号 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について
・・・資料1(教育総務課)
 - 日程第5 報告第14号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)について
・・・資料2(教育総務課)
 - 日程第6 報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料3(教育総務課)
 - 日程第7 その他報告
令和9年度使用教科用図書の採択について
・・・資料4(学校教育課)
- 4 出席委員 教育長 見浪 陽一
教育委員 富山 昌克
教育委員 原 明子
教育委員 永井 由美子
- 5 教育部出席者 教育部長 村本 匡成
教育部理事 重尾 隆之
教育部次長兼教育総務課長 中村 真也
生涯学習課長 辻野 智一
学校教育課長 田中 守
文化財保護課長 松田 崇裕
図書館長 國頭 順子
- 6 欠席 教育委員(教育長職務代理者) 足立 義幸
- 7 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行
- 8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、7月定例教育委員会会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、永井委員よりお願いいたします。

続きまして、前回令和8年6月29日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告ですけれども、3点ございます。まず1点目になりますが、先月の6月10日に「いじめ問題対策連絡協議会」、7月16日に「いじめ問題専門委員会」が開催されました。いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るために設置するものでして、メンバーとしましては富田林子ども家庭センター、大阪法務局富田林支局、羽曳野警察署、PTA、市立学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等となっております。会議では、それぞれの機関の取組や現状の課題等について意見交換をいただきました。

その中で出た主な意見としましては、「学校外でのSNSトラブルが増えており、今後そちらへの対応が必要になると思う。」といったご意見や、「最近動画の拡散などSNSがらみの事案が増加しているので、学校での対応に加えて警察からも指導してほしいとの保護者からの声がある。」といったご意見、また、「今年度は、SOSの出し方に関する教育を実践することが課題となっているが、いじめについては加害者・被害者ともに自分自身を見つめ直すことが大事である。」というご意見をいただきましたところ。会議の中ではSNSトラブルについての言及が多くありまして、やはりネット上でのいじめ防止対策や、ネット利用のルール、情報リテラシー教育の充実が重要であり、本市におきましても外部の専門家を招いて実施しているところ。

また、いじめ問題専門委員会は、いじめ防止対策推進法14条等に基づき、専門的な知識及び経験を有する者で構成し、市立学校におけるいじめ防止の取組について審議を行うものです。メンバーとしましては、弁護士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの3名で構成されており、会議では藤井寺市のいじめ防止対策に係る取組を説明し、ご意見をいただいたところ。特に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置に関する取組について、それぞれご専門の立場から活用実績や活用方法についてご質問・ご意見をいただきまして、その中では児童生徒へのスクールカウンセラーによるカウンセリングの重要性について、ご意見をいただいたところ。この両会議でいただいた内容につきましては、今後のいじめ防止対策の取組に活かしていきたいと考えております。

また、2点目としまして、一昨日の21日に羽曳野警察署管内における「安全なまちづくり連絡協議会」の会合がありました。こちらは、羽曳野警察署管内の市である藤井寺市、羽曳野両市の安全なまちづくりに関する取組について報告されるとともに、署長をはじめ、各市長および教育委員会、各市内の区長等も来られており、

安全なまちづくりについて情報共有し、協議をしていくものとなっております。そこで、羽曳野警察署からの事例報告としまして、道路交通法の改正として、本年4月からの自転車運転に係る青色切符の導入や、7月から危険運転致死傷の要件が明確化されたことなどが報告されたり、特殊詐欺等について扱った大阪府警のAI作成動画の視聴等がありました。

最後に3点目としまして、7月13日に行われました藤井寺市柏原市給食組合議会の視察に同行して、滋賀県甲賀市の西部学校給食センターを視察させていただきました。給食センターは令和2年4月から稼働しており、運営形態は直営で、調理・配送等については民間委託しているとのことでした。調理能力につきましては、藤井寺市柏原市給食組合は約9,000食/日となっており、最大6,500食/日、視察はしておりませんが東部のセンターを合わせますと約7,500食/日となるようです。施設についてはまだ稼働してから間もないため本市と比べるべくもありませんが、お話を伺って強く感じたことは、食育に係る取組に力を入れているということでした。地産地消の観点から、生産者も出演する動画を作成し、地元産食材の消費についてPRするとともに、献立表の裏に食育だよりを掲載したり、また、「忍者の町」甲賀市らしく、2月22日は「にんにん忍者の日」として、忍者が食べたと言われる黒米や手裏剣型のかまぼこなどを提供されていたり、カルシウムが多く含まれる「カルちゃんの日」、鉄分が多く含まれる「鉄ちゃんの日」なども実施されていたりと、いろいろな工夫をされていました。

これらの点は、給食組合に関することにはなりますが、食育という観点から見習うべき内容と感じたところでございます。以上、教育長報告とさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が1件となっております。

それでは、まず議案第23号 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、議案第23号 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

こちらにつきましては、本市の屋内・屋外スポーツ施設となる市民総合体育館ほか8施設の管理運営に対し、民間活力である指定管理者制度を導入することで、市民サービスの向上と経費節減を図ろうとしているところです。

そこで、令和9年4月からの導入に向けて手続きを進めているところですが、まずは関係条例の整備が必要であることから、5月の定例教育委員会議におきまして、藤井寺市立市民総合体育館条例ほか3条例について議決をいただき、6月に開催されました令和8年第2回定例市議会において所要の改正を行ったところです。

そちらに加えて、これらに関連した規則も整備する必要があることから、今回新たに標記の規則を制定しようとするものです。

なお、内容につきましては、既に市長部局において策定済みの規則である「藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」を準用し、同規

則の規定中「市長」とあるところを「教育委員会」と、「藤井寺市長」とあるところを「藤井寺市教育委員会」と読み替える、というものになります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。この件について補足させていただきますと、教育委員会としましては初めて指定管理制度を導入することになりますが、市長部局では既に4施設ほど導入しておりますので、規則の策定に当たっては、市長部局のものを準用するという形で策定させていただこうとするものです。

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第23号 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第23号 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の制定について、決定させていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、報告第14号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）について、教育部次長兼教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第14号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

まず、資料の一番上に記載しておりますが、市全体での補正額としましては2,944万6千円となっております。教育委員会事務局分としましては、下段に記載の通り、歳出について2課で計1,046万4千円となっております。

その内訳ですが、まず教育総務課分としまして、廃棄物処理業務委託料46万円を計上しております。こちらの内容につきましては、学校で出る理科の廃液や蛍光灯および昔の体温計で使っていた水銀についての処分費用となっております。昨年度当初予算化を行い執行予定で進めていたのですが、運搬、処分ともに取り扱い可能な業者が限られている中、業者と事務処理を進めていたのですが、年度末に近くになったときに、事情により処分が完了できないことが判明したため、令和8年度にあらためて処理を行おうとするものでしたが、年度末時点では令和8年度の当初予算に間に合わない時期であったため、6月補正での対応となったものです。

次に、スポーツ振興課分としまして、市民総合体育館の修繕料1,000万4千円

を計上しております。こちらにつきましては、体育館のガラス張りの屋根から雨漏りが発生する事態となったため、急遽必要となったものです。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○永井委員

水銀のお話が出ましたが、2027年末までに蛍光灯の製造等が終了すると言われていますが、市内の学校におけるLED化はどうなっているのでしょうか。

○中村教育部次長兼教育総務課長

すべての学校で既に対応ができております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第14号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第14号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について、教育部次長兼教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和8年6月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の9件でございます。

以上、藤井寺市教育員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告が1件あります。それでは、令和9年度使用教科用図書の採択について、学校教育課、説明願います。

○田中学校教育課長

それでは、令和9年度使用教科用図書の採択について、ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

まず、義務教育諸学校の教科用図書の採択につきましては、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと法律で定められております。この資料4については、大阪府教育委員会が府内の義務教育諸学校における教科書採択事務についての基本事項を定め、通知したものになります。

2ページ目をご覧ください。こちらが、令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項となります。「1 市町村教育委員会における採択の基準について」の(1)をご覧ください。こちらに記載されております事項は、小中学校および義務教育学校の令和9年度の使用教科書使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除いて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和8年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこととあります。ここにもありますように、令和9年度の教科用図書につきましては、今年度と同一のものを採択するものとなっております。本市におきましても、次ページ以降に一覧を添付させていただいておりますように、今年度と同一のものを採択することとしたいと思っております。以上で説明を終わります。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。ちなみに、来年度には教科用図書の採択の予定はありますか。

○田中学校教育課長

来年度には、小学校における令和10年度使用教科用図書の採択が必要となりますので、教育委員の皆様におかれましては、ご審議いただくことになります。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、7月定例教育委員会会議を終了させていただきます。本日はありがとうございます。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時23分